

## 平成26年度第4回 武蔵野市男女共同参画推進委員会議事要旨（校正用）

日時 平成27年1月19日（月） 午後7時～9時  
会場 武蔵野プレイス3階スペースC  
出席者 権丈委員長、野田副委員長、原委員、二子石委員、松井委員  
（欠席：小川委員）  
傍聴者 5名  
議題

- (1) 第3回委員会議事録の確認について
- (2) 第1～3回委員会の意見のまとめについて
- (3) 第三次男女共同参画計画  
—基本目標Ⅳ 男女共同参画基本条例（仮称）について—
- (3) その他

### 議題（1） 第3回委員会議事録の確認

#### 【事務局】

- ・第3回議事録について、修正がある場合は本日の委員会から1週間程度で事務局に連絡をお願いしたい。
- ・議事録の補足として、健康課配付チラシに基づきマンモグラフィ検査について説明した。

#### 【委員長】

- ・委員会意見の取りまとめの進め方について、事務局より説明をお願いしたい。

#### 【事務局】

- ・資料2及び資料3に基づき、委員会意見の取りまとめについて説明した。
- ・第4回委員会の意見まとめについて、委員会終了後に議事録作成と意見のとりまとめを行い各委員に送付する。各委員から修正をいただき、反映したものの最終形を委員に送付すると共に庁内で活用する。

#### 【委員長】

- ・第1回から3回委員会までの意見の取りまとめについての進め方については、事務局案で進めていく。
- ・第4回委員会の議事録と意見の取りまとめについては、各委員からの意見反映をしたものを事務局で取りまとめ、それを各委員に送るということで確認したい。

#### 【委員長】

- ・男女共同参画基本条例（仮称）について事務局から説明をお願いしたい。

#### 【事務局】

- ・資料4（都内自治体の条例制定状況一覧表）、資料5（本市の宣言一覧）、資料6（先進自治体の条例比較表）について説明した。

#### 【委員長】

- ・条例について、検討委員会が本推進委員会と別に来年度設置されるのか。

**【事務局】**

- ・予算の関係もあるので正式に決まっていないが、担当課としては準備を進めている。

**【委員長】**

- ・本日の委員会のねらいは、今後設置する検討委員会のたたき台になるような意見を多くいただきたいということか。

**【事務局】**

- ・はい。いろいろな視点での意見をいただきたい。

**【委員長】**

- ・他区市の条例の項目に沿って協議していきたい。まず条例の名称から意見をいただきたい。

**【委員】**

- ・市民協議会では、条例制定をぜひ実現してほしいと各自治体の条例集めから始めて3年なる。市民として条例に載せてほしい事項を一応まとめつつある。
- ・条例の名称については、共同参画はわかりにくいため平等が良い。

**【委員長】**

- ・男女共同参画ではなく、「男女平等」を用いたほうがよいという意見だが、男女平等推進といった「参画」を外した名称を用いているところもあるが、その点はいかがか。

**【委員】**

- ・「参画」はさらに積極的に参加するという意味であり、市民協議会の間で異議がない。共同がなじまないということが協議会の一致した意見だ。平等参画という形のほうが良い。
- ・条例の名称に限らず、担当課の名称も含め「平等」という言葉になると良い。

**【委員】**

- ・例えば、墨田区や多摩市は、「女と男の」「女性と男性の」と女性を先に出している。そういう工夫をしたら良い。
- ・性的マイノリティーなどもあり、男女だけじゃなくてダイバーシティ的要素を含んだあらゆる人たちが参画できる条例が良い。個人的にはダイバーシティ条例が良いと思うが。

**【委員長】**

- ・本委員会では必ずしも意見を集約する必要はないということなので、様々な意見をいただきたい。

**【副委員長】**

- ・共同よりは男女平等が一般市民にもわかりやすい。特に子供たちには、教育の面で平等を使ったほうが良い。

**【委員長】**

- ・男女共同参画社会基本法の英語名はThe Basic Law for Gender Equal Society ということ、で、“Gender Equal”を用いている。男女共同参画局もGender Equality Bureauだ。日本語の名称を「共同参画」とするにあたってはいろいろと検討されたようだ。

**【委員】**

- ・Gender-Equalはすごくわかりやすい。

**【委員長】**

- ・名称には男女平等を入れてはどうか、また、名称には入れないとしてもダイバーシティ、多様性を受け入れる社会ということを示すことは重要だろう。
- ・前文について、基本的な方針や武蔵野らしさなどについてご意見をいただきたい。

**【委員】**

- ・女性差別撤廃条約を考えると、平和を前文に入れていくと武蔵野市らしさがより一層でると感じる。

**【委員】**

- ・外国人が他自治体に比べて率が高いため、国際的な特色はあると思う。学生も多い。

**【委員長】**

- ・国際色豊かなまちなどの表現になるか。

**【委員】**

- ・少子高齢が顕著にあらわれている。30歳から40歳の単身者が多いというのは、一つの都市として特色がある。

**【委員】**

- ・武蔵野市の特色として市民参加型がある。テンミリオンハウスなど市民が運営し、市民が創るという特色がある。行政だけでなく、市民がみんなでつくっていく方向性を出したほうが良い。

- ・出生率が低くて子供が少ないため、活気ある都市にするためにも子供を育てやすい環境をつくることも盛り込んでいきたい。

**【委員長】**

- ・基本的な事項で、例えば、「性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場で」といった表現が入ることについてはどうか。

**【事務局】**

- ・各市の条例では、男女共同参画社会基本法をベースにしており、男女平等や性別にかかわらずという表現がされているようだ。

**【委員】**

- ・本市では、50年前から廃娼運動などで女性が勉強し頑張ってきた歴史がある。

**【委員長】**

- ・本市の女性の活動を踏まえることも良い。
- ・文京区の条例は、前文の冒頭が「区は」となっているが、この点についてはどうか。

**【事務局】**

- ・前文に「文の京」や、「青鞥」など女性の歴史を表現し、個別条文に教育を入れるため、独自性を感じる。

**【副委員長】**

- ・平和は本市の特徴なのか。

**【担当部長】**

- ・中央公園に中島飛行機武蔵工場があったが、東京大空襲よりも早く日本で初めてのB-29の大規模な空襲を受けた日が平和の日となっている。一つ特色かもしれない。

**【副委員長】**

- ・それは良い。

**【委員】**

- ・中島飛行機製作所があったため、朝鮮半島から女性を含めて多くの韓国・朝鮮の人々がやってきた。他市よりは在日の方たちがまだ多く、背景として考えたほうが良い。

**【委員長】**

- ・福祉のまちなどはいかがか。

**【委員】**

- ・吉祥寺が住みやすいまちと言われていることも特徴の一つと思う。
- ・ムーバスなど先駆的な都市という特徴もあるのではないか。

**【委員】**

- ・吉祥寺は、住みやすいまちといわれるが多様性が認められる要素があると思う。

**【委員長】**

- ・目的と定義について、意見をいただきたい。

**【委員】**

- ・条例制定で何を実現したいかを考える必要がある。定義など言葉だけ考えてもいけないという気がしている。

**【委員】**

- ・高崎市や多摩市や文京も参考にしているが、教育が条文に入ると実際の効果や工夫ができるという実感がある。学校教育か生涯教育か教育を何らかの形で入れたい。

**【事務局】**

- ・他区市では目的の条項に市と市民と事業者の責務を規定しているが、男女共同参画計画ではそれを入れることができなかった。計画では、行政が主体になって何をするかを体系化しているが、条例では市民や事業者の責務を規定することが出来ることが、条例と計画の大きな違いになってくる。

**【委員】**

- ・そういう点だと思う。行政だけでなく、市民がきちんと責務を果たし、事業者も協力していく姿勢がないとできない。

**【委員】**

- ・条文に入れるか前文に入れるか、市民協議会としてはまだ決断ができていない。

**【委員長】**

- ・実効性を考えると、具体的に条文に規定することが大事だ。

**【事務局】**

- ・前文に市の特徴である市民参加を掲げ、市も市民も事業者もこの条例を育てていこうという内容を記載し、具体的に目的のところに市民の責務、事業者の責務と規定するように工夫ができるのではないか。

**【委員長】**

- ・市民の責務などの表現を記載することについてはどのような反響が予測されるか。

**【事務局】**

- ・市民参加は、長期計画も含めて様々な場面で使われており、市全体で市民参加の推進を図っているのを受け入れられやすい。

**【委員長】**

- ・市民参加は希望者が参加するが、市民の責務になると、希望に関わらず義務を負うこととなるため、意味が違ってくる。

**【事務局】**

- ・条例は市民の代表である議会において議決するもので、市民も事業者も一定の影響を受けることになるが、そこが逆に条例の強さや良さであり、計画にないものとして条例をつくる意義になる。

**【委員】**

- ・権利を得ようとする義務も発生する。市民の責務を規定しないと条例をつくる意味がないと思う。

**【事務局】**

- ・この条例における市民や事業者の責務は、基本法で国民の責務と規定し、都においても都民の責務と規定している。

**【副委員長】**

- ・教育関係者の責務を規定できるものであれば規定してほしい。

**【委員長】**

- ・教育は大事だ。

**【委員】**

- ・教育関係委員の話が聞きたかったが残念だ。

**【委員】**

- ・セクシュアル・ハラスメントは、1次被害だけでなく2次被害や間接的な差別を受けることも条文に出したいと考えている。

**【委員】**

- ・常設の男女共同参画推進委員会または審議会を定めて運営するということを規定することは重要だ。進捗状況調査報告書では、男女共同参画推進委員会がその他の委員会に括られている。国は、男女共同参画会議を国の三大会議の一つとして位置づけおもき会議としている。男女共同参画審議会または委員会のステータスを上げる

ことも必要で、条例にきちんと位置付けられた委員会にすることが大事だ。

**【委員長】**

- ・常設の委員会を設置することを明記し、名称等は今後検討する souhaitei。

**【副委員長】**

- ・定義の検討することで基本的方針あるいは施策の傾向がわかってくると思うので、どんな言葉を定義していきたいか意見をいただいてはどうか。

**【委員長】**

- ・定義のところに書き込みたい言葉について意見をいただきたい。

**【副委員長】**

- ・ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントやリプロダクティブ・ヘルス/ライツはきちんと入れてほしい。

**【委員】**

- ・市民協議会でも論議されている。他にはポジティブアクション、ジェンダー、メディアリテラシーも入れて良いと思う。片仮名言葉が多いので難しい。

**【委員】**

- ・教育は必要だが、文章について悩んでいる。

**【委員】**

- ・多摩市は、片仮名言葉をなるべく使わないで市民に分かりやすい条例を心がけたとの話だった。ただ、無理やり日本語に置き換えることも問題と思ひ悩むところだ。

**【委員長】**

- ・ポジティブアクションは積極的改善措置に置き換えることもできる。

**【委員】**

- ・置き換えて良い言葉と置き換えないほうが良い言葉があると思うので悩ましい。

**【委員】**

- ・ジェンダーはとても悩んだ。講座でジェンダーの眼鏡の説明をしたところ、参加者に広がっている様子を見ると、日本語に置き換えるよりそのままのほうが良い場合もある。

**【副委員長】**

- ・言葉の表現については今後の検討委員会で検討していただくことが良い。

**【委員】**

- ・多摩市で定義している言葉はほとんどあっても良いと思う。その他には、DVや、小金井市条例のジェンダー統計、リプロダクティブ・ヘルス／ライツも良いと思う。リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、単に中絶する権利、中絶しても良い権利と捉える方が多いので、誤解されない書き方をしていけないといけないと思う。

**【委員長】**

- ・多摩市で挙げられているものというのと、「性的指向」や「性自認」も含めてか。

**【委員】**

- ・そうだ。しかし、全部は多過ぎるため取捨選択が必要になる。規定しないにしても条文を書くときの配慮が必要だ。

**【委員長】**

- ・次は、基本理念、基本の方針に関してはいかがか。

**【委員】**

- ・文京区条例の基本理念に、国際社会のことも積極的に理解するとあるが、その視点も大事だ。

**【委員】**

- ・条例制定の時期が、3月11日東日本大震災の前後によって、災害の規定に差が出ている。

**【委員】**

- ・廃案に追い込まれた条例案をみると、議論になるのが「性別にかかわらず」や「男らしさ、女らしさ」の表現である。主義主張の争点になることは避けたほうが良い。

**【委員長】**

- ・性別にかかわらずという表現について、意見を伺いたい。

**【委員】**

- ・性のあり方も男女だけでなく多様になっている。いろいろな立場や考え方など多様性を定義のところで規定できないかと考えている。

**【副委員長】**

- ・多摩市では、性的指向及び性自認という言葉が入っている。

**【委員】**

- ・繰り返し出てくるので、少し整理したほうが良い。

**【委員】**



- ・多摩市では、性の多様性が特徴の一つといわれている。

**【委員】**

- ・条例も市民に読んで受け入れていただけるようにしないといけない。

**【副委員長】**

- ・性の多様性についての、議会や市民の反応はどうか。

**【事務局】**

- ・性的指向や性自認という言葉自体のなじみが薄い。「まなこ」92号で多様な性の特集したが難しく、啓発活動の必要性が高い分野だ。

**【委員】**

- ・都外の自治体だが、性的指向について条文にあったところ、市町村合併のときに議論が再燃して削除された例がある。性的指向についても議論のあるところだ。多様性という意味で考えると、入れていかななくてはいけない。

**【委員長】**

- ・武蔵野市の条例では、性の多様性を条例の特色として打ち出すというよりも、男女に捉われない性別も考えていく視点を入れ込むと良いのではないか。
- ・表現や内容は、一般の市民が理解しやすく、なじみやすいものになるように配慮が必要である。
- ・施策や責務の対象で、市民と事業者で、教育関係者について明記したほうが良いという意見があった。

**【委員】**

- ・市の責務で、アクションプランの実現や実施体制、財政上の措置などを盛り込むことが条例制定の最大の意義だ。計画だけでは動かない部分がある。

**【委員長】**

- ・そうしたことが実行されるための担保されることとなる。

**【委員】**

- ・以前、柏木恵子先生が男性の育児休暇取得について、「武蔵野市こそ職員に取得させるべきで、行政でできないことが何で一般企業にできるか」と話していた。
- ・女性の管理職の数値目標なども行政が率先してやっていくことが大事だ。

**【事務局】**

- ・現計画も市をモデル事業所として位置づけている。

**【委員長】**

- ・男女共同参画推進拠点としてのセンターや推進委員会についてはいかがか。

**【委員】**

- ・現在のヒューマン・ネットワークセンターが拠点であるか異論もあろうが、拠点を定めることはとても必要だ。

**【委員長】**

- ・苦情取り扱いについての意見はどうか。

**【委員】**

- ・苦情処理の規定は必要だ。どこに設置し誰が受けるかは、市民協議会でも議論になるところである。

**【委員】**

- ・他市の事例だが、苦情処理機関自体が第2の警察みたいな監視行動を行うのではないかという議論がされた。相談機関ではないため、どこまでの権限を持たせるかどうかという問題がある。

**【事務局】**

- ・苦情処理の対象の問題でもある。

**【委員】**

- ・男女平等に関することなら何でも対象としたことで反対が起こった。

**【委員長】**

- ・苦情処理の申し込みの手順はどうか。

**【委員】**

- ・独立した方々で構成された苦情処理機関に対して、そこに市民が申し立てすることから活動が始まる。

**【事務局】**

- ・福祉では、介護保険の円滑的な実施、公正性の担保として、サービス調整担当という職員を配置した。事業者などの介護保険上のいろいろな問題があったときに苦情を受ける仕組みである。

**【委員】**

- ・市職員ではなくて、別途、任命された第三者か。

**【事務局】**

- ・介護保険導入当初は、制度を良く知っている市職員を任命した。それぞれの事業者に対して指導、助言をして良い制度にする役割だ。

- ・男女の条例における苦情処理についても、苦情申し立ての内容を調査し、市の政策がよりよくなるように指導・助言や提言することかと思う。

**【委員】**

- ・そういう方向が良い。

**【委員】**

- ・市の職員が任命されるということか。

**【事務局】**

- ・多摩市は、審議会委員のうち学識者や弁護士が任命されている。

**【委員】**

- ・審議会と別に、苦情処理委員会の委員がいる可能性もあるということか。

**【事務局】**

- ・それはつくり方による。

**【委員】**

- ・苦情の種類、苦情の性質は何が多いかというのも、始めてみないとわからない。武蔵野市は小さい店で働いている方が多いが、仕事上の苦情が来た場合には、それに対応できる人が当たらなくてはならない。苦情処理対応の場所は定めておく必要がある。

**【委員長】**

- ・条例に市民や事業者の責務が入るが、民間の苦情も含めた幅広い人権侵害の話になるか。一般の事業所の中の男女差別の問題を扱うことになると、対応し切れないのではないか。

**【委員】**

- ・苦情処理委員会で全て対応するのか、市の法律相談や人権相談につなぐなど、そういう可能性もある。

**【委員長】**

- ・市の施策に限定することも考えられるのではないか。

**【事務局】**

- ・そういう方法もあるかもしれないし、事業者なども入ってくることにするのか。先

ほどの話のように、こういった苦情の対象をここで扱おうとするのかによって随分と違ってくる。

**【委員】**

- ・先行自治体の苦情処理の実態はどうか。

**【事務局】**

- ・いくつかの自治体にヒアリングしたが、あまり件数がないようだ。

**【委員】**

- ・多摩市もないということだ。

**【事務局】**

- ・男女平等の関する人権問題について、委員長の指摘のとおり、民間の事案にどこまで具体的な対応ができるか不安な面がある。

**【副委員長】**

- ・介護保険は具体的なサービスの調整などであり、相談処理がしやすいと思うが、男女平等で人権問題となると大きく捉えどころがないことも考えられる。

**【事務局】**

- ・他自治体であれば、やっていって、取り組み自体もある程度イメージができ具体的なものがわかってくるが、これはとても難しい。

**【委員】**

- ・機関を設置し委員を任命するとコストもかかる。あまり相談がないのであれば考えないといけない。

**【担当部長】**

- ・その通りである。

**【副委員長】**

- ・多摩市では、苦情対応をどのように広報しているのか。市民が知らないこともあるのではないか。

**【事務局】**

- ・多摩市では、条例ができた段階で、講演会やパンフレット作成など市民向け周知を工夫している。
- ・苦情対応は、国の基本法の中にうたわれているため、東京都をはじめ各自治体の条例に規定されている。何らかの形で規定する必要があると思うが、対応が難しい。

**【委員長】**

- ・苦情処理については、他区市の実情に関する情報を検討委員会に提出すると良い。

**【事務局】**

- ・多摩市は条例施行規則をつくり、苦情の受け付け方法もきちんと定めているため参考になる。実際に苦情の範囲とかは今後調査していくことになる。

**【委員長】**

- ・全体を通して他に意見はあるか。

**【事務局】**

- ・制定方法について、検討委員会や市民参加の問題、推進委員会と検討委員会の関係などで意見をいただきたい。

**【委員長】**

- ・検討委員会の委員数はどうか。

**【事務局】**

- ・本委員会程度の人数が良い。

**【委員長】**

- ・本委員会程度であれば、大人数ではないため、話がまとまりやすいというメリットはある。
- ・ある程度、事前に勉強されている方が良いのではないか。そのうえで、異なる視点からの意見を出していただける方に入っていただくと良いのではないか。

**【副委員長】**

- ・男女比も偏らないようにしたほうが良い。

**【委員長】**

- ・男女比のバランスは考慮すべきである。

**【委員長】**

- ・検討期間や回数かどうか。

**【事務局】**

- ・具体的にはこれから庁内で検討する予定だ。多摩市では10回程度開催している。
- ・市民ヒアリングや本委員会との意見交換等を予定すると10回から12回になることもある。

**【委員】**

- ・先日、市民協議会と市長の面談を行った。市長は、27年度中に庁内会議を踏まえ、有識者も含めた会議を発足させて、28年度中には制定したいとの心積もりであった。
- ・協議会としては、全く新たな委員で検討会議を設置するより、現在の推進委員会の部会として法律の専門家や条例の専門家に加えることが良いと市長に提案した。

**【委員長】**

- ・この委員会と別立てで検討委員会が開催されると思うが、計画の進捗を管理する本委員会との意見交換か、あるいは本委員会の意見を反映させる機会があると良い。
- ・検討委員会の委員は、本委員会の委員と、重なる部分があったほうが、現状をよく知っている方が入ることになるため、情報共有しやすい。

**【副委員長】**

- ・庁内に検討会ができるのか。

**【事務局】**

- ・第三次男女共同参画計画に、庁内検討会を設置し、その結果を踏まえて有識者会議で検討すると記載されている。庁内検討会を設置する予定である。

**【副委員長】**

- ・庁内検討会と推進委員会との意見交換の機会があると良い。

**【委員長】**

- ・初めに庁内検討会で検討し、その後、有識者による検討委員会で具体的な内容を検討すると聞いている。

**【事務局】**

- ・庁内の検討結果を踏まえ検討委員会を設置する予定だ。庁内検討会議は、有識者会議をつくるに当たっての条件を整備することが目的だ。その後、条例に関する庁内の共有化については、現在ある男女共同参画庁内推進会議を活用する予定だ。

**【委員】**

- ・市民の声を聴いたほうが良いのではないかと。前回の市民意識調査は、条例をつくったほうが良いかとは聞いていないため、例えば、子どもプランで実施したように、市民50人ぐらいの応募でワークショップをして意見聴取する。
- ・検討委員会の委員がワークショップの進行役をやっても良いと思うが、パブコメより前の段階で聴取する機会を設けて、その意見を反映していくプロセスが必要ではないか。

**【委員長】**

- ・市民意見の反映は、ある程度条例案ができたときか、もう少し早い時期になるか。

**【委員】**

- ・条例案がある程度できた時はパブコメと同じようになるため、初期段階に近いぐらいのところで意見聴取したほうが良いのではないか。

**【事務局】**

- ・市民の責務も入ると思うため、市民の声を聴くことは大事だ。市民とのワークショップ等ではたたき台となるものが必要になるため、中間まとめが良い。

**【委員】**

- ・市民協議会も市民の一部であり、任意団体と言われているが、例えば有識者会議に少し声を反映させるルートは考えているのか。

**【事務局】**

- ・要望を受け、これから考える。

**【委員長】**

- ・市民協議会のメンバーが検討委員会委員となることでは足りないのか。

**【委員】**

- ・市民協議会で市民案を作成している。検討委員会に何人か入れるのならば良いといえるが、それ以外に市民協議会との意見交換があると良い。

**【委員長】**

- ・市民協議会の条例案を、委員を通じて出すことではどうか。

**【委員】**

- ・そういう機会も認められるのかわからない。

**【事務局】**

- ・市民協議会は何を希望しているのか。

**【委員】**

- ・市民案をどこかで取り上げてもらうような場があるとうれしい。多摩市でも市民案があり、条例をつくる際にたたき台として非常に大きなものだったと朝倉むつ子委員長は話をしていた。

**【委員】**

- ・行政の立場があると思うが、行政が市民案を参考にするか不安がある。

**【事務局】**

- ・市民協議会で一生懸命、市民案を検討していることは認識している。市が直接参考にするのか、有識者会議で参考にするのか、また、内容が全部受け入れることが出来るかは別にしても、何らかの形で反映されることは間違いない。

**【委員】**

- ・他市の事例はともかく、一生懸命取り組んできたので参考にしてほしい。

**【事務局】**

- ・何らかの形で参考にしたい。

**【委員】**

- ・市民協議会もそういうつもりで一生懸命やっていく。

**【委員】**

- ・同時に、性の多様性やリプロダクティブ・ヘルス・ヘルツについては慎重に考えている。

**【委員】**

- ・国の計画策定では、委員会が初期の段階の2回目とか3回目ぐらいに経団連や連合など関連団体の意見を聞く場を設けている。今回の検討委員会も市民協議会や商工会議所などの意見を聞く機会をつくと良い。

**【事務局】**

- ・長期計画でも関係団体とヒアリングする場を設けているイメージだ。

**【委員】**

- ・行政がこういう出され方をすると扱いに困るということは避けたい。

**【事務局】**

- ・協力し合いながらやっていくことだ。しかし、いろいろな要素があるため結果は別になることもあるが一緒に考えていけば良い。

**【委員】**

- ・他自治体の条例では、責務を定めているので「しなければいけない」と規定することは仕方ないが、「何をすべきである」など押しつけが多いものがみられる。市民と共につくっていくんだという文章など表現を工夫して、武蔵野市らしい条例になるような方向でお願いしたい。

**【委員】**



- ・例えば多摩市は「ですます調」で書いてある。市民協議会でも、話し言葉のほうが素直にわかりやすく、市民に受け入れられやすいのではないかと考えている。

**【委員長】**

- ・今後の委員会の進め方等もあわせて、全体的な意見・要望等はいかがか。
- ・第三次男女共同参画計画の事業の進捗状況の報告書を作成するにあたっては、事業の実施状況を記載するだけでなく、進捗状況が順調かどうか評価をするよう、工夫していただきたい。

**【担当部長】**

- ・市でも他計画でやっているのので参考にしながら検討したい。

**【委員長】**

- ・質的な面や数値だけで捉えられない面が多くあるため難しいが、振り返って順調かどうか評価することで次につながる。

**【委員長】**

- ・本日の委員会が今年度最後であるため、全体を通じての感想や今後に関する要望、抱負等があれば伺いたい。

**【委員】**

- ・市でやっていることを再確認できた。思っている以上に市でも努力されているということがわかった。来年度は、策定した計画の1年目、今年度のフォローアップであり、我々が立てた計画がどのように進捗しているか、確認させていただくのを楽しみにしたいと思う。ありがとうございました。

**【委員】**

- ・第三次計画の策定から引き続き携わったため内容もよくわかった。4回の委員会だったが自分なりの実感と照らし合わせて考えることができ、非常に有意義だった。長く携わって行って初めてわかることが多いと思う。新しい委員も大事だと思うがある程度知っている人がある程度継続することが大事だと思った。

**【副委員長】**

- ・委員会は3年目となる。1年目のときは条例がないことにショックを受けたが、28年度にはできそうでうれしく思う。
- ・センターの移転も進み大分進展があった3年間ではないかと感じている。
- ・委員会自体も、担当課長の説明など委員会と市とのつながりあったと感じており、

これからも続いていくと良い。

- ・今後の委員会は、これから力になるような若い方たちを委員に入れていただきたい。

**【委員】**

- ・何十年と動かなかったことが一気にここへ来て動き出した。社会情勢もそれだけ変わってきて対応しなくてはならなくなってきたということでもある。
- ・センターのこともそれなりに我慢して続けてきてよかった。男女共同参画に関しては、初めて一定の成果が上がってきたと実感している。
- ・計画の進捗状況で、継続の度合いがどこまで行っているかの評価が大事だ。
- ・私たちの世代とは違う課題もでており、若い人の参加により、有効・有益なものにしてほしい。

**【委員長】**

- ・男女共同参画の取り組みが少し進んできているという評価がなされ、うれしく思う。時代の流れもあるが、熱心に取り組まれている委員の貢献も大きく感謝したい。
- ・今年度の第1回委員会で各担当課に本委員会に出席いただくかどうかについて議論したが、必要があれば来年度は担当課に出席してもらい意見交換するという進め方もできる。各担当課が出席すると担当課による説明に時間が取られてしまい委員同士の意見交換の時間が短くなることもあるため、今年度と同様の形をとることも考えられる。どのような委員会運営にするか今後の検討課題だ。

**【委員】**

- ・前年度には、委員が市の関係施設を見学したが、具体的な施設がわかり、理解が深まる部分が結構あったと思う。全員でなくても、新しい委員が施設見学することは良い。

**【委員長】**

- ・今後、条例検討委員会も含め新規の委員が多いときは施設見学を実施するのは良い。

**【副委員長】**

- ・委員にもう少し男性が入ったほうが良い。

**【委員長】**

- ・確かにそうだ。男女共同参画に関する委員会は、女性が多くなりがちだが、男女のバランスがとれることで、いろいろな意見を伺うことができる。

**【担当部長】**

- ・全4回の委員会の運営について感謝したい。
- ・計画のチェック、新年度の方針に関して貴重な意見をいただいた。委員会意見については各当該課にも返していきたい。また、評価の方法についても工夫をしたい。
- ・ヒューマン・ネットワークセンターの移転や条例の策定は、デリケートなところがあるが計画どおり実現できるようにやっていきたい。引き続き協力をお願いしたい。

**【事務局】**

- ・議事録や意見のとりまとめなど委員会後もメール連絡等お願いしたい。

— 了 —